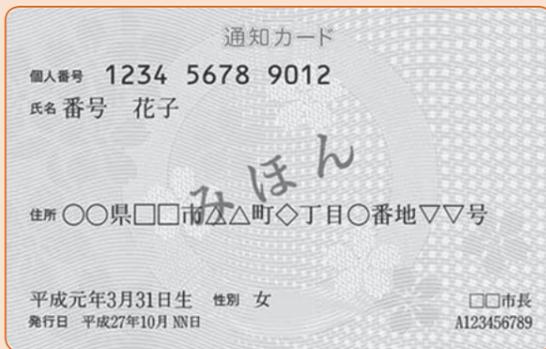


引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○住民の皆様へ送付しているマイナンバーの「通知カード」
(おもて面)



○身分証明書となる「マイナンバーカード」
(個人番号カード) (おもて面)



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！ (法律上の義務です)

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は、

◆住民票の異動の届出を！ (転出届、転入届、転居届等)

◎他の市区町村に転出・転入される場合

引越前の市区町村 [転出前に] 転出届を提出して 転出証明書を受け取る

引越先の市区町村 [転入した日から14日以内に] 転出証明書を添えて 転入届を提出

◎同一の市区町村内で転居される場合

お住まいの市区町村 [転居した日から14日以内に] 転居届を提出

◆マイナンバーの「通知カード」、 「マイナンバーカード」、 (個人番号カード) 「住民基本台帳カード」 の住所変更の届出も お忘れなく！

※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問合せください。

(正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。)



山都警察署・署協議会だより

TEL 72-0110

熊本県警のホームページ
http://www.police.pref.kumamoto.jp/
管内の犯罪・交通事故の発生状況、県警からのお知らせ等が掲載中です。

平成 29年熊本県警察運営方針 『県民の期待と信頼に応える強い警察』 ～安全で安心して暮らせる熊本の実現～



『「安全・安心くまもと」実現計画2017』

- ◎ 重点課題～『子供・女性・高齢者の安全と安心の確保』
『被災地の安全と安心の確保』
- ◎ 実施期間～平成 29 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの一年間
- ◎ 推進施策
 - ① 犯罪の起きにくい社会づくり
 - ② 県民生活を脅かす犯罪の取締り
 - ③ 交通の安全と円滑の確保
 - ④ 災害・テロ等緊急事態への対処態勢の充実
 - ⑤ 県民の要請に応える取組と強い組織づくりの推進

『「安全・安心くまもと」実現計画 2017』は、平成 29 年の熊本県警の業務の方針や方向性を示すものです。

平成 28 年からの大きな変更は、重点課題が「高齢者の安全確保」から「子供・女性・高齢者の安全と安心の確保」「被災地の安全と安心の確保」に改められた点です。

山都警察署の取組～基本方針～

管内人口の 42 %を占める高齢者及び被災地域住民が、「交通事故にあわない」、「振り込め詐欺にあわない」、「災害にあわない」ための活動を推進します

子供や女性が被害者となり得る人身安全関連事案の未然防止活動と発生時の早期検挙、更には被災者に寄り添った各種警察活動を図り、『安全・安心な山都町の実現』を目指します。

犯罪・交通事故発生状況 (山都町)

事件・事故	平成 28 年 12 月中
刑法犯	5 件 (1 件)
人身交通事故	1 件 (2 件)

() 内は平成 27 年同時期の発生状況

